

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

- 1 事業所が提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。ご不明な点は、遠慮なく、なんでもおたずねください。

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 東部高齢者はつらつセンター 電話 042-533-2311 (午前9時～午後5時30分まで)
--

- 2 東部高齢者はつらつセンターの概要

(1) 介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	東部高齢者はつらつセンター
所在地	あきる野市平沢175番地4 秋川ふれあいセンター内
電話番号	042-533-2311
東京都介護保険指定番号	介護予防支援 第1305200022号
サービスを提供する地域	あきる野市東部地域

(2) 同事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1 (兼務)		1 (兼務)
主任ケアマネジャー	2		2
保健師(経験のある看護師)	1		1
社会福祉士	3		3
事務職員		1	1

(3) 営業時間

月～土曜日	午前9時～午後5時30分
-------	--------------

*緊急時の連絡先 042-533-2311

日・祭日・年末年始及び営業時間外は、緊急携帯電話に転送されます。

- 3 介護予防サービス・支援計画書の作成等の委託について
当事業所は、介護予防サービス・支援計画書の作成事務、ご利用者宅へ訪

問し行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護事業所に委託する場合があります。居宅介護支援事業所に委託する場合、委託先の事業所名及び担当者の氏名をお知らせします。

4 医療と介護の連携におけるご依頼について

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の職員の氏名及び東部高齢者はつらつセンターの連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくようお願いいたします。

5 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容（別紙）

6 利用者負担金

（１）利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。

＊保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、利用料金の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

（２）解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7 サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、次の地域包括支援センターをご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者の要支援認定・事業対象者認定が、非該当（自立）又は要介護認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが、当事業所や当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント担当職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び介護予防サービス・支援計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当職員又は、管理者までお申し出下さい。

(2) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ あきる野市健康福祉部高齢者支援課 介護保険係
電話 042-558-1111（代表） 内線：2633
（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分） ・ 東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177（直通）
（月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分） |
|--|

9 虐待の防止について

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止委員会の開催、虐待防止のための指針の整備、研修の実施等、虐待防止に関する取り組みを行います。

10 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11 業務継続計画の策定について

感染症や災害の発生時においても、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、当該計画に基づき、必要な措置を講じます。

12 衛生管理

感染症が発生し、又はまん延しないよう、感染症の予防及びまん延の防止のための対策（以下「感染症対策」という）を検討する委員会の開催、感染症対策の指針の整備、研修や訓練の実施等、感染症対策に関する取り組みを行います。

13 ハラスメント防止対策について

適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント防止対策において必要な措置を講じます。併せて顧客や事業者等からの同様の行為の防止においても、同様の措置を講じます。

14 サービス評価の実施状況について

第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 あきる野市平沢 1 7 5 番地 4
名 称 東部高齢者はつらつセンター
(指定番号 第 1305200022 号 東京都)

説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 あきる野市 _____

氏 名 _____

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

立会人 住 所 _____

氏 名 _____